

1 はじめに

本市では、平成13年度からスタートした第三次御殿場市総合計画（計画期間：平成13～27年度）を実効性のあるものにするため、その進行管理のために行政評価制度を導入しました。

行政評価制度は、行政活動全般について明確な目標設定と客観的な評価を実施することにより、政策、施策及び事業の効率性や成果の質を高め、市民ニーズや社会環境の変化に対応した行政活動の展開を図っていくための一つのツールとなるものです。

本市では、行政評価の中でも事務事業評価に重点を置き、平成12年度の試行的な導入以来、評価対象事業の抽出方法や評価の実施方法等について検討や改良を重ねながら評価を実施してきました。

制度の導入から10年以上が経過し、本市の事業展開において「評価」という過程は浸透してきましたが、昨今の厳しい行財政状況下で行政を運営していくためには、次の計画策定や予算編成に効果的に繋がるような評価を実施していかなければなりません。

つまり、「計画・予算・評価がトータルで機能する体系」を構築し、今まで以上にPDCAサイクルの機能化に努めていく必要があります。

このことは、本市の行政改革の基本方針である「御殿場型NPM」の中にも掲げており、本市の行政改革を推進していくうえで、「評価」の位置づけは、これまで以上に重要なものになります。